

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること。）

① 事業の概要

- ・主に、和歌山県内の建設現場から出る建設系廃棄物を収集し〇〇株式会社積替え保管場所へ運搬し積替え後中間処理場へ運搬する。
- ・主に、〇〇工場から出る汚泥（水銀含有ばいじん等を含む。）及び水銀使用製品産業廃棄物を収集し、中間処理場又は最終処分場に運搬する。

② 営業範囲

- ・和歌山県、大阪府、兵庫県、奈良県

2. 取扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	廃プラスチック類	〇t/月	固形	〇〇建設(株) 和歌山県〇〇〇	あり 和歌山県〇〇〇〇	(株)〇〇〇〇 和歌山県〇〇〇
2	木くず	〇t/月	固形	同上	あり 和歌山県〇〇〇〇	同上
3	がれき類 (石綿含有 産業廃棄物 を除く)	〇t/月	固形	同上	あり 和歌山県〇〇〇〇	同上
4	がれき類 (石綿含有 産業廃棄物 を含む)	〇t/月	固形	同上	あり 和歌山県〇〇〇〇	〇〇〇〇(株) 大阪府〇〇〇
5	ガラスくず ・コンクリ ートくず・陶磁 器くず(石綿 含有産業廃 棄物を除く)	〇t/月	固形	同上	あり 和歌山県〇〇〇〇	(株)〇〇〇〇 兵庫県〇〇〇
6	汚泥(水銀含 有ばいじん 等を含む)	〇t/月	泥状	〇〇(株) 〇〇工場 和歌山県〇〇〇	なし	(株)〇〇 〇〇処分場 奈良県〇〇〇
7	水銀使用製 品産業廃棄 物	〇t/月	固形	〇〇(株) 〇〇工場 和歌山県〇〇〇	なし	(株)〇〇 △△処分場 和歌山県〇〇〇
8						
9						
10						

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。住所は番地まで記入すること。

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	脱着装置付コンテナ専用車	和歌山 100 あ 11-11	3,800	株式会社環境〇〇	
2	キャブオーバー	和歌山 100 い 22-22	8,000	株式会社環境〇〇株 株式会社環境〇〇	
3	タンク車	和歌山 800 う 33-33	5,000	株式会社環境〇〇	
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地		和歌山県和歌山市〇〇			
駐車場の所在地		同上 ※ 付近の見取図を添付すること。			
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途	容量	備考		
コンテナ	廃プラスチック類、木くず、 がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、ガラスくず・ コンクリートくず・陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く。）	〇m ³			
フレコンバッグ	がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）	〇m ³			
水銀用容器	水銀使用製品産業廃棄物	〇m ³			

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両ごとの用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 車両毎の用途

① 脱着装置付コンテナ専用車

木くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く。）

② キャブオーバー

がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、水銀使用製品産業廃棄物

③ タンク車

汚泥（水銀含有ばいじん等を含む。）

(2) 収集運搬業務を行う時間

9時～17時（休憩 1時間）

(3) 休業日

日曜、祝祭日、年末年始（12月28日～1月3日）

日付を明記してください。

従業員数の内訳

〇〇年〇〇月 1日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
4人	1人	0人	1人	5人	3人	0人	14人

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ・ 飛散防止のため荷台にはシートがけを行う。
- ・ 石綿含有産業廃棄物は他の廃棄物と混ざらないようにフレコンバッグに入れて運搬する。

※このほか、水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物について行う措置等の記載が必要です。

(2) 積替施設又は保管施設において講ずる措置

積替え及び保管は行わない。

(第6面)
運搬車両の写真

自動車登録番号又は車両番号	和歌山 100 あ 11-11
前 面 写 真	写真の方向等について図示するのが望ましい。 注意事項 ・車両の前面（真正面）を撮影すること。 ・ナンバープレートが確認できること。
側 面 写 真	注意事項 ・車両の側面（真横）を撮影すること。 ・名称等の車体の表示が確認できること 〔 既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集 運搬車」、「事業者名（個人の場合は当該個人名を必ず記載する こととし、屋号のみの記載は不可）」、「許可番号」）が表示さ れていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真 も添付すること。 〕
	撮影 〇〇年〇〇月〇〇日

(第7面)

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	コンテナ	用途	廃プラスチック類、木くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）
注意事項 ・容器等の全体が写るように撮影すること。			
			撮影 〇〇年〇〇月〇〇日

運搬容器等の名称	フレコンバッグ	用途	がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）
注意事項 ・容器等の全体が写るように撮影すること。			
			撮影 〇〇年〇〇月〇〇日

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法

内 訳		金 額 (千円)	
事業の開始に要する資金の総額		2,5000	
土 地	購入費	5,000	
事務所1	造成費	2,500	建設費 5,000
事務所2	造成費	1,500	建設費 3,000
収集運搬車両	購入費	2,000	
積替保管施設	造成費	2,000	建設費 4,000
調 達 方 法	自 己 資 金	5,000	
	借 入 金	10,000	
	○×銀行	10,000	
	そ の 他		
	増 資		

備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること。

(第9面)

資産に関する調書(個人用)

〇〇年〇〇月〇〇日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
現金預金	○×銀行定期預金		3,000
有価証券	(株)○×の株式	1,000株	
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土 地	自宅宅地 駐車場土地	110m ²	20,000
建 物	自宅	1棟	12,000
備 品			
車 両	ダンプ	1台	3,000
その他			
資 産 計			38,000
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
長期借入金	○×銀行		19,000
短期借入金	△□銀行		500
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			19,500

(第10面)

誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

〇〇年〇〇月〇〇日

和歌山県知事様

申請者

住所 和歌山県和歌山市△△※※番地

氏名 株式会社 ○×株式会社
代表取締役 和歌山 健太
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

印

水銀使用製品産業廃棄物の取扱いについて

処分業者名（予定を含む。）	〇〇株式会社
（他の収集運搬業者を経由する場合）業者名	有限会社××（ないときは「無」）

取扱水銀使用製品産業廃棄物

下記①から③のうち、該当するものを○で囲むこと。

下表 1 の記載品目のうち、該当する品目の番号を○で囲むこと。

水銀使用製品産業廃棄物

【水銀使用製品産業廃棄物】

水銀使用製品産業廃棄物の対象は、次の①～③に該当する製品が産業廃棄物となったものとする。

- ① 下の表 1 に掲げるもの
- ② ①を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品（表 1 の右欄に×印のあるものに係るものを除く。）
- ③ ①②のほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

表 1 水銀等の使用に関する表示の有無に関わらず水銀使用製品産業廃棄物の対象となるもの

1	水銀電池			23	放電管（水銀が目視で確認できるもの限り、放電ランプ（蛍光ランプ及びHIDランプを含む。）を除く。）	×
2	空気亜鉛電池			24	水銀抵抗原器	
3	スイッチ及びリレー（水銀が目視で確認できるものに限る。）	×		25	差圧式流量計	
4	蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。以下同じ。）	×		26	傾斜計	
5	HIDランプ（高輝度放電ランプ）	×		27	水銀圧入法測定装置	
6	放電ランプ（蛍光ランプ及びHIDランプを除く。）	×		28	周波数標準機	×
7	農薬			29	ガス分析計（水銀等を標準物質とするものを除く。）	
8	気圧計			30	容積形力計	
9	湿度計			31	滴下水銀電極	
10	液柱形圧力計			32	参照電極	
11	弾性圧力計（ダイヤフラム式のものに限る。）	×		33	水銀等ガス発生器（内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。）	
12	圧力伝送器（ダイヤフラム式のものに限る。）	×		34	握力計	
13	真空計	×		35	医薬品	
14	ガラス製温度計			36	水銀の製剤	
15	水銀充満圧力式温度計	×		37	塩化第一水銀の製剤	
16	水銀体温計			38	塩化第二水銀の製剤	
17	水銀式血圧計			39	よう化第二水銀の製剤	
18	温度定点セル			40	硝酸第一水銀の製剤	
19	顔料※	×		41	硝酸第二水銀の製剤	
20	ボイラ（二流体サイクルに用いられるものに限る。）			42	チオシアン酸第二水銀の製剤	
21	灯台の回転装置			43	酢酸フェニル水銀の製剤	
22	水銀トリム・ヒール調整装置			※19の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品が塗布されるもの限り×印に該当する。		

平成29年10月1日時点で取扱い実績のあった廃棄物としてあてはまるものの番号を丸で囲んでください。